

※記載内容を更新した際は、神奈川県ふっこう割事業事務局支援対象者向けサイト
(<https://fukkouwarikanagawa.jp/>) に掲載しますので、ご確認願います。

令和元年12月19日
神奈川県ふっこう割事業事務局

「神奈川県ふっこう割事業」実施スキーム

○支援金の交付対象となる者

神奈川県ふっこう割事業事務局（以下、「事務局」という。）との間に生じる必要な全ての手続きについて、日本語での対応が可能であり、日本国内に銀行口座を有し、かつ以下のいずれかに該当する者とします。

- ① 旅行業法第3条に規定する登録を受けた旅行者及び旅行者代理業者（以下「旅行者等」という。）であり、日本国内における販売及び神奈川県への送客において相応の実績を持つと認められる者
- ② 日本国内に法人格を有する OTA (Online Travel Agent) であり、日本国内における販売及び神奈川県への送客において相応の実績を持つと認められる者
- ③ 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊事業者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を運営する事業者は除く。）であり、旅行者等又はOTAと送客に関する契約等を有しないものとして事務局の指定を受けた者
- ④ 海外で旅行に関する事業を営む法人であり、日本国内における販売及び神奈川県への送客において相応の実績を持つと認められる者
- ⑤ その他、事務局が交付対象者として認めた者

注) 上記④については、外国人旅行者の取り扱いに限る。

○支援対象経費

神奈川県内での宿泊を伴う旅行商品や神奈川県内での宿泊商品に対して、1人泊当たり10,000円以上の場合5,000円、1人泊当たり6,000円以上10,000円未満の場合は3,000円を上限に支援します。なお、1人1旅行当たりの上限額は、日本人及び在留外国人旅行者は15,000円、外国人旅行者は50,000円までとなります。

ただし、以下のものは、支援対象から除きます。

- ① ビジネス目的での宿泊と事務局が判断するもの。
- ② 国、神奈川県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの。（例）招待旅行、研修旅行など
- ③ 国、神奈川県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの。
- ④ 既に自治体からの助成等を受けて販売しているもの。
- ⑤ 旅行催行の実現性が低いと事務局が判断するもの。
- ⑥ その他、県及び事務局が不相当と認めるもの。

なお、支援金の支払いは、事務局が行います。

○対象事業者可否及び支援金交付割当の審査基準

神奈川県こう割事業の支援対象事業者の指定承認及び支援金配分割当については、各事業者様よりご申請いただいた「神奈川県ふっこう割事業対象事業者交付申請書」（様式第1号）の記載内容を基に、以下の観点から総合的に判断し、決定いたします。（決定に対する異議申し立ては受け付けません。）

●審査基準

- 期間内に確実にふっこう割商品が販売できる実績（特に神奈川県への送客実績）を有するか。
- 可能な限り早期にふっこう割商品の販売を開始できるか。
- 神奈川県内において被害が大きかったエリアへの支援となる商品造成、商品内容、販売展開であるか。
- 単なるお客様への割引販売に終わらず、観光復興の支援につながる商品造成、商品内容、販売展開が考えられているか。または、送客数の向上につながる具体的な取組みが検討されているか。
- 宿泊単品だけではなく県内の周遊促進や消費拡大に繋がる商品を取り扱っているか、または新たに商品の方向性の検討があるか。
- 新たな需要喚起や、次年度以降に持続可能な商品造成、商品展開であるか。
（若手・女子旅・シニア誘客、西、東北日本エリアからの誘客、地域連携等）
- ふっこう割商品の販売状況を事務局の求めに応じて報告できるか。
- （システム管理等ができるか）

○留意事項

神奈川県ふっこう割事業に参加される場合は、以下の点について、ご留意願います。

- 不正利用が発覚した場合は、事務局は事実を確認の上、本事業で申請・利用した全ての支援金の返還を求めます。
- 観光支援という観点から、支援金を旅行会社の利益とすることは禁止されています。また、被災地域の復興支援の観点から、旅行会社から宿泊施設への支払条件等について配慮をお願いします。
- 特定の顧客や取引先への優先販売は禁止されています。配分された予算枠の範囲内で公平に購入可能な販売方法を用いてください。
- 事務局にて定めたスケジュール等ルールに則って、適正な取り組みにご協力願います。
- 事務局からの支援金額の支払いについて、原則として月末締めで実績報告書受理後30日以内の支払となることにご協力ください。
- 支援金配分額は、月次報告等を勘案し、変更することがあります。
- 本事業については、国の「令和元年台風15号及び19号観光支援事業費補助金」を活用した事業です。国の会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票類は報告時に提出の必要がないものについても、支援を受けた翌年度から5年間の保管をお願いします。

1. 手続き方法（手順）

- ① 対象事業者申請書類をダウンロードいただき、対象事業者申請に必要な書類漏れなく作成の上、神奈川県ふっこう割事業事務局まで申請してください。
- ② 申請書類に基づき、事務局にて審査を行い、対象事業者に係る承認及び交付割当額の決定を行います。
- ③ 対象事業者承認後、各事業者様にて神奈川県ふっこう割を活用した宿泊・旅行商品の販売を開始いただきます。

※申請いただきましたすべての申請者が対象事業者に指定されるわけではありません。

2. 対象事業者交付申請締切（第1募集の締切）

- ・令和元年12月19日（木）から12月24日（火）17時まで

3. 提出書類

(1) 支援金交付申請書（様式第1号）

(2) 誓約書

※上記(1)及び(2)については旅行会社・OTA用と宿泊事業者用がありますので、それぞれの書式で作成してください。

(3) 支援金算出シート（様式第2号）

(4) 行程表、宿泊・旅行プラン等、ふっこう割事業で販売する内容・手法が分かる書類

(5) 口座確認書

(6) 宿泊施設のパンフレット等概要が分かるもの

(7) 宿泊料金表

(8) その他事務局が必要と認める書類

※ (6) (7) 宿泊事業者のみ

※ (4) 旅行会社・OTAのみ

●詳しくは、対象事業者交付申請書類をダウンロードの上、内容をご確認ください。

※提出期限までに原本の提出が困難な場合は、提出期限までに電子メールにより申請を行い、別途原本を送付も可能です。

なお、この場合の承認（配分割当）は、事務局において原本を受理した後とします。

※1社1つの申請にまとめて書類をお送りください。支店・営業所単位での複数の申請は受け付けておりません。また、申請者毎に取りまとめのご担当者を設置してください。

問合せ先 神奈川県ふっこう割事業事務局

住所：〒140-0011 東京都品川区東大井2-13-8ケイヒン東大井ビル4階

電話：03-6404-8720 FAX：03-5762-0320

Mail：fukkouwari_kanagawa@nta.co.jp